		(は)及び(に)	ガラスの日射熱取得率が0.49以下のものに、付属部材（南±22.5度に設置するものについては、外付けブラインドに限る。）又はひさし、軒等を設けるもの
一戸建ての住宅以外の住宅及び複合建築物	1、2、3及び4	(い)	
		(ろ)	
		(は)	
		(に)	
	5、6及び7	(い)	
		(ろ)	
		(は)	
		(に)	
	8	(い)	
		(ろ)	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
		(は)及び(に)	次のイ又はロに該当するもの イ　ガラスの日射熱取得率が0.68以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの ロ　付属部材を設けるもの
備考　「ガラスの日射熱取得率」は、日本工業規格Ｒ3106（板ガラス類の透過率・反射率・放射率・日射熱取得率の試験方法）に定める測定方法によるものとする。			

2　一次エネルギー消費量に関する基準

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第１条第１項第２号ロ(2)の一次エネルギー消費量に関する国土交通大臣が定める基準は、次のとおりとする。

(1)　暖房設備、冷房設備、全般換気設備、照明設備及び給湯設備のそれぞれについて、次のとおりとする。ただし、浴室等（浴室その他浴槽又は身体の清浄を目的とした設備を有する室をいう。）、台所及び洗面所が無い場合は、ホの規定は適用しない。

イ　単位住戸に採用する暖房設備が、暖房方式、運転方式及び地域の区分（地域の区分の８を除く。）に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算定方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

暖房方式	運転方式	暖房設備及びその効率に関する事項	
		地域の区分	
		1、2、3及び4	5、6及び7
単位住戸全体を暖房する方式		ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とするもの	
居室のみを暖房する方式	連続運転	石油熱源機を用いた温水暖房用パネルラジエーターであって、日本工業規格Ｓ3031に規定する熱効率が83.0％以上であり、かつ、配管に断熱被覆があるもの	ガス熱源機を用いた温水暖房用パネルラジエーターであって、日本工業規格Ｓ2112に規定する熱効率が82.5％以上であり、かつ、配管に断熱被覆があるもの
	間歇（けつ）運転	強制対流式の密閉式石油ストーブであって、日本工業規格Ｓ3031に規定する熱効率が86.0％以上であるもの	ルームエアコンディショナーであって、日本工業規格Ｂ8615－１に規定する暖房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの －0.321×暖房能力（単位　キロワット）＋6.16

ロ　単位住戸に採用する冷房設備が、冷房方式及び運転方式に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算定方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

冷房方式	運転方式	冷房設備及びその効率に関する事項
単位住戸全体を冷房する方式		ダクト式セントラル空調機であって、ヒートポンプを熱源とするもの
居室のみを冷房する方式	間歇運転	ルームエアコンディショナーであって、日本工業規格Ｂ8615－１に規定する冷房能力を消費電力で除した数値が、以下の算出式により求められる基準値以上であるもの －0.504×冷房能力（単位　キロワット）＋5.88

ハ　単位住戸に採用する全般換気設備の比消費電力（熱交換換気設備を採用する場合にあっては、比消費電力を有効換気量率で除した値）が、換気回数が0.5回以下の場合において、0.3（単位　１時間につき１立方メートル当たりのワット）以下であること又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算定方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

ニ　単位住戸に採用する照明設備について、非居室に白熱灯又はこれと同等以下の性能の照明設備を採用しないこと。

ホ　単位住戸に採用する給湯設備（排熱利用設備を含む。）が、地域の区分に応じ、次の表に掲げる事項に該当するもの又は建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算定方法等に係る事項に定める算出方法を用いる方法においてこれと同等以上の評価となるものであること。

地域の区分	
1、2、3及び4	5、6、7及び8
石油給湯機であって、日本工業規格Ｓ2075に基づくモード熱効率が81.3％以上であるもの	ガス給湯機であって、日本工業規格Ｓ2075に基づくモード熱効率が78.2％以上であるもの

(2)　住宅部分の単位住戸の数が二以上である場合にあっては、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第４条第３項に規定する共用部分の設計一次エネルギー消費量が、同令第５条第３項に規定する共用部分の基準一次エネルギー消費量を超えないこととする。

附　則

この告示は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成二十七年法律第五十三号）の施行の日（平成二十八年四月一日）から施行する。